

「茂原市景観条例(案)」及び「茂原市景観計画(案)」 について

皆さんから寄せられた意見に対する市の考え方

◆ 意見等の募集期間：平成24年5月1日～平成24年5月31日

◆ 意見等の受付人数および件数：2人（男性2人）

18件

（内訳、景観条例：意見6件、景観計画：意見12件）

（提出方法の内訳：持参1人、電子メール1人）

1. 寄せられた意見等を内容により整理し、意見等の概要として掲載しています。

① 景観条例（案）についての意見

※対応区分

A：条例に反映する

B：条例を施行する上で参考とする

（取り組み内容の充実を図る）

C：条例に反映しない

D：その他（要望・意見・感想等）

E：既に、条例に反映している

番号	提出いただいた意見等の概要	対応区分	市の考え方
1	条例の目的（期待される形）に対して達成度等を数値化できないだけに、事業が進展しているかどうかを評価する責任担当部署を設ける必要がある。	B	市も同様に達成度等を数値化することは、難しいと考えますが、事業の進捗状況等の確認は本課（都市計画課）で対応いたします。また、今後は、茂原市都市計画マスタープラン推進条例に基づき設置された茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議（以下、「市民会議」という。）において、市民との協働による推進方策等について、実現に向け取り組んでいく予定であります。
2	建築物の新築等、工作物の新設等については、現状が美しく整備されていることを前提にしているが、景観法が施行された平成16年以降の景観を阻害する要因のあるものに対しても、条例で規制するべきではないか。	C	建築物等については、本条例の施行前に、現に存するものであれば適用除外の扱いとなります。 なお、条例の施行後の増築、改築、大規模修繕や模様替えに係る建築物等については、規制されるものとなります。

3	<p>茂原市景観条例第13条で、景観法第16条第1項及び第2項の規定による届出をしなかった者への罰則規定を設ける必要があるのではないか。</p>	C	<p>本条例（案）第13条では、公表についての規定をしております。景観法第101条から同法第108条に罰則の規定があり、その適用を受けることから、本条例（案）には、罰則の規定をしております。</p>
4	<p>「災害対策」と景観行政との関連を明確にするべきである。津波発生の可能性がある地域での治水や避難所計画とも密接に関係する景観形成は、連携させる必要がある。</p>	D	<p>災害対策については、上位計画である茂原市総合計画後期基本計画や都市計画マスタープランで「市民の生命、身体及び財産を守るため、防災体制の充実を図る」としており、景観行政よりも優先するものと考えますが、今後も、上位計画との整合を図りながら、必要に応じて地域防災と景観行政の検討に努めてまいります。</p>
5	<p>土木工事等における業務品質の管理基準や、品質低下に対する責任者への罰則がみられない。 工事監督管轄部門に景観に関わる工事品質への責任を課すような条例にしてもらいたい。</p>	D	<p>景観法には、土木工事等における業務品質や管理基準等の責任に対する事項の規定がないため、茂原市景観条例で規定することは、馴染まないものと考えます。景観の観点よりも安全上の問題を最優先として考え、関係する部署との協議に努めてまいります。</p>
6	<p>市民や生活者の視点から、美しい景観をつくることに関して「市民の満足度を高めるため」という目的意識を据えることにより、もっと繁栄する茂原になると感じる。</p>	E	<p>茂原市景観条例の制定に向けては、市民会議において、市民や生活者の視点も踏まえ、市民・事業者・市が協働して景観まちづくりを行うよう十分な検討を重ねておりますので、条例には反映していると考えます。</p>

② 景観計画（案）についての意見

※対応区分

- A：計画に反映する
- B：計画を実施する上で参考とする
(取り組み内容の充実を図る)
- C：計画に反映しない
- D：その他（要望・意見・感想等）
- E：既に、計画に反映している

番号	提出いただいた意見等の概要	対応区分	市の考え方
1	茂原七夕まつりも開催されている、茂原駅前を中心とした地域を「景観形成推進地区」に指定し、明るいまちなみ形成に資する事業を展開する。	B	茂原駅前周辺を「景観形成推進地区」に指定する件につきましては、現在、茂原駅前通り地区土地区画整理事業を実施していることもあり、すぐに指定することは難しいと考えますが、今後、他の地域等も考慮しながら指定の検討に努めてまいります。
2	里山、田園などを管理する後継者が不足している現状がある。森林や農地については、関係機関と連携した事業実施が必要と考える。	B	里山、田園の保全は、良好な景観の形成に必要不可欠なものと考えております。本計画（案）第2章良好な景観の形成に関する方針の中で、①自然・歴史・文化の「里山を中心に広がる田園、水辺を守り、育て、緑と水と人の憩いのまちを構築する」としておりますので、③次世代への引き継ぎ・担い手育成と関連付けながら、関係機関と連携した取り組みに努めてまいります。
3	市民意見を多く取り入れ、改善につなげるため、「市民から景観改善に関する意見を受け付ける場を常設する」ことを提案する。これにより、課題の把握における調査コストを削減するとともに、改善がスピーディーになり、意見の量を比較することにより課題ごとの重要度の把握も可能となると考える。	B	茂原市の景観行政を担う担当課は本課（都市計画課）となりますので、意見を受け付ける場に関しましては、担当課で対応が可能であると考えます。 なお、意見集約等につきましては、必要に応じて、市民会議で検討してまいります。

4	戸建住宅の周辺道路は、ほぼきれいに整備されているが、事業者の土地の周辺に、美観未整備な場所が多いと感じる。	B	本計画（案）第7章推進方策の中で、各地域において市民・事業者・市のそれぞれが主体性をもつとともに、地域の魅力的な景観を形成するうえで、特色のある手作りの景観づくりに向け連携・協働していくことが大切であるとしております。このような観点から、今後、良好な景観を創出するよう、市民や事業者に対して周知を図ってまいります。
5	道路敷の縁石や車道と歩道橋に堆積する土砂の撤去を行う取り組みを施策に盛り込んでもらいたい。	D	道路敷の縁石や車道と歩道橋に堆積する土砂については、美観を損ねることも考えられますが、道路管理の観点から道路管理担当部署での対応となります。
6	商業用として、道路敷が占有されている箇所があるが、その管理体制について盛り込んでもらいたい。	D	道路敷の占有については、景観を損ねることも考えられますが、道路管理の観点から道路管理担当部署での対応となります。
7	土地陥没の危機状態にある場所があるため、早期の対策を望みます。	D	土地陥没の危険性がある場所については、安全性の観点から早期の対応が必要と考えます。関係する部署から所有者などに対して、今後も引き続き、指導等を行ってまいります。
8	茂原市の顔である中心市街地に使用不能の自動車や屋根瓦が落下した無住の民家等があるが、その撤去についても関連部署との調整により良好な景観の形成を望みます。	D	使用不能となっている自動車の撤去については、置き去りとなっている場所が民地の場合、市は関与できません。道路等の公共施設の場合は、施設管理者が、法的手続きを取り対応することとなります。また、廃屋については、敷地の荒廃を伴っている場合が多く、景観だけでなく、防災、防犯、環境衛生などの問題を包含しているため、庁内関係課で内容に応じた対応に努めてまいります。

9	<p>自然系地域、居住地、生活道路に隣接している場所において、廃業などによる産業廃棄物が放置されたままになっている。また、看板などの規制、改善命令等の条例の整備や市民からの通報ルールなどの体制が不十分ではないか。</p>	D	<p>景観法の規定では、建築物、工作物、開発行為等のゆるやかな規制、誘導はできますが、産業廃棄物の放置に対する規定はありません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業活動などから生じる産業廃棄物については、関係する部署より指導を行うこととなります。また、看板等については関係法令により、一定基準のものについては、許可申請等が必要となっており、規制・誘導を行っております。市民からの申し出に対しましては、関係する部署での対応に努めてまいります。</p>
10	<p>道路工事の品質が低く、景観と歩行の安全を損ねている。管理や検査の体制が不十分と感じる。</p>	D	<p>景観法には、工事に対する業務品質の管理基準等の責任に対する事項の規定がなく、茂原市景観計画で規定することは難しいと考えます。景観の観点よりも安全上の問題を最優先として考え、関係する部署との協議に努めてまいります。</p>
11	<p>選挙看板等は、良好な景観の形成を阻害する要因となっているものもあり、景観形成を意識した設置をするような指導ができないか。</p>	E	<p>選挙看板については、千葉県屋外広告物条例の規定により、公職選挙法に基づく選挙運動のため表示し、又は設置する広告物等は、設置許可の適用除外となっておりますが、良好な景観の形成の観点から本計画（案）第5章の屋外広告物の表示及び掲出に関する指針に配慮するようお願いしてまいります。</p>
12	<p>高齢者に対しても魅力的な景観の形成を図っていく上で、地域住民の協力体制が必要ではないか。</p>	E	<p>本計画（案）の第7章推進方策において、良好な景観の形成に向け市民・事業者・市が協働して行っていく「地域住民の協力体制」も掲げておりますので、計画には反映していると考えます。</p>

2. 問い合わせ先

〒297-8511 茂原市道表1番地

茂原市都市建設部都市計画課（8階）

TEL 0475（20）1546、Fax 0475（20）1606

E-mail : keikaku@city.mobara.chiba.jp